

「吉野川市総合計画後期基本計画」について意見募集に対する結果

1. 募集結果

募集期間	平成22年12月15日(水)～平成23年1月19日(水)
意見等提出者数	4人
提出件数 (提出方法内訳)	43件 郵便 1通、FAX 通、E-mail 3通、直接持ち込み 通
意見等の反映状況	A 意見等を計画等に反映するもの 13件
	B 意見等が既に反映されているもの 7件
	C 意見等を今後の参考とするもの 7件
	D 意見等を反映する見込みのないもの 16件

※提出いただきましたご意見等については、今後の参考意見とさせていただきます。

2. 意見等の分類

項 目	件 数
「吉野川市総合計画後期基本計画」に関する意見	43件

3. 提出された意見等と吉野川市の考え方

「吉野川市総合計画後期基本計画」に関する意見等と吉野川市の考え

NO	意見等の概要	吉野川市の考え方	反映
1	○序論「1 計画策定の趣旨」(P1)に「前期基本計画の進捗状況や成果を踏まえた上で」とありますが、前期の部分を何処に記載していくのですか。	○前期基本計画の成果につきましては、序論の「2 計画の性格と役割」(P2)の中でその一部を紹介していますが、進捗状況や成果を個別に掲載することは考えていません。「前期基本計画の進捗状況や成果を踏まえた上で」策定したものが後期基本計画であると考えています。	D
2	○序論「3 計画の構成と期間」(P3)に「吉野川市の状況と将来人口の見通しを明らかにし」とありますが、そのようなデータはどこに記載するのですか。	○吉野川市の状況と将来人口の見通しを明らかにした上で、市の将来像や施策の大綱を定めたものが基本構想(H18～H27)であり、データは基本構想の中に記載しています。 基本構想の中のデータにつきましては、後期基本計画の序論に一部記載していますが、「市の将来像」や「施策大綱」なども抜粋し、参考資料として巻末(P50～)に掲載しました。	A

3	<p>○この基本計画は平成 18 年から前期 5 年、後期 5 年なのですが、P5 から P10 までの図表(動向)の調査を行った年がそれぞれまちまちです。</p> <p>データによっては平成 17 年までだったり平成 19 年だったり、と統計を基に将来像を明らかにしていくのには無理がありませんか。</p>	<p>○基本的には、素案作成時において公表されている最新の確定数値を掲載しましたが、工業の動向につきましては、商業統計の調査年度と合わせて対比しやすいようにしたものです。ご意見の趣旨を踏まえ、速報値を加えました(P6～P7)。なお、商業統計は平成 19 年が最終であり、事業所統計などと共に経済センサスに統廃合され、平成 23 年に調査される予定です。</p>	A
4	<p>○序論の図表「農業の動向」(P6)では経営耕地面積が平成 17 年度まで掲載されていますが、耕地面積を増やしたいのか、担い手の数を増やしたいのか、農村集落の人口の定住をめざそうとしているのか、また集落営農組織の増やしていきたいのかで序論の「農業の動向」の資料が変わると思いますが。</p>	<p>○基本構想では、農業の動向については経営耕地面積と農業粗生産額のデータを引用し、本市の農業の現状の一端を紹介しましたが、平成 19 年分から農業粗生産額(現、農業産出額)が都道府県別のまとめだけとなったため、序論では経営耕地面積のみを引用しました。本市がめざすべき姿は「5-1 農林業の振興」(P28～P29)に記載しています。</p>	D
5	<p>○序論「4 教育・子育て施設の現状」(P8)で「今後の子育ての支援のあり方を含めて大きな課題となっています。」ということはこの図表「幼稚園・保育所の動向」からどうして読み取れるのかわかりません。</p>	<p>○課題となっている背景につきましては、詳細な記述を加えました(P8)。</p>	A
6	<p>○序論「7 財政の状況」(P11)に「不要不急・事業効果に乏しい事業を徹底的に廃止縮小」とあります。あまりにも強烈的な表現ですが、その事業を市民に公開していくのですか。</p>	<p>○事業評価の評価結果を公表するという方法で、市民にお知らせしていきたいと考えています。</p>	D
7	<p>○「I 今後の財政見通しと目標」の「2 財政見通しの内容」(P13)において、「一定規模以上の赤字が生じた場合、地方財政再建促進特別措置法を準用して財政を再建する財政再建団体に転落」と記述されていますが、この法律は平成 20 年度をもって廃止され、現行は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」になっており、「財政健全化団体」「財政再生団体」という言葉に変更すべきだと思います。</p> <p>○こうした改正の主旨も踏まえ、財政の目標を「各年度において、赤字を出さない」ということだけでなく、「実質公債比率」や「将来負担比率」の改善も目標とすべきと思います。</p>	<p>○ご意見の趣旨を踏まえて、修正しました(P12)。</p>	A
8	<p>○「1.(1)住民と行政の協働」(P14)に「協働型のまちづくりをめざします」とありますがリーダーは？組織は？どうされるのですか。</p>	<p>○「協働」とは、単なる事業委託や補助金支給といった支援ではなく、行政と住民(団体を含む)が対等の立場で地域の課題解決に向けて取り組むものと考え</p>	C

	<p>どの地区もボランティアや自治会の代表メンバーの方は高齢者でないですか。</p> <p>○また市民のまちづくりに関わりたいという意識はどれくらいあるのでしょうか。年齢層によっても異なると思いますが。様々な異年齢の構成組織があるのでしょうか。</p> <p>○さらには、NPOとの連携を上げていますが、NPOの設立をしたくてもハードルが高いため躊躇している団体があると思います。市民参加のまちづくりをしていく上で重要であると考えれば、設立に向けての援助策はできませんか。</p>	<p>ており、課題ごとに様々な構成・手法の協働体が組織されるということを想定しています。</p> <p>○住民のまちづくりに関わりたいという意識は、多くの方がお持ちであると考えますので、その方たちと共に協働型のまちづくりをめざすものです。市内の全ての団体に関して実態を把握しているものではありません。</p> <p>○NPOの設立支援につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>	
9	<p>○「2.(2)ホームページや新たな情報媒体の活用」(P14)に市のホームページを活用して広報活動をするように書かれてありますが 15,000 余りある世帯のうちパソコンがありインターネットができる世帯はどれくらいですか。</p> <p>○また、市のホームページにアクセスしたことがある市民は(延べ人数ではなく)どれくらいいるのですか。もちろん市民レベルでのセキュリティの問題もあります。</p>	<p>○「2.広報活動の充実」(P14)では、まず「広報よしのがわ」という広報媒体を誌面づくりに工夫しながら活用することとしています。次に「市ホームページを始めとする様々な情報媒体」を活用することを想定しています。市内約 18,000 世帯の内、パソコンがありインターネットができる世帯といった数値は把握していません。</p> <p>○市のホームページへのアクセス件数は月平均約 15,000 件ですが、その内市民からのアクセスが何件なのかは分かりませんし、延べ人数ではない実人数は把握していません。</p>	D
10	<p>○「3.広聴活動の充実」(P14～P15)にあるようなパブリックコメントにつなげるにはほぼ難しい気がする。この計画の素案を広く住民に公表できているのか？目にする人は何名いるか疑問です。</p>	<p>○ホームページ又は各支所地域課において後期基本計画素案を読まれた方の人数は、把握していません。</p> <p>今後もパブリックコメント制度の周知に努めます。</p>	C
11	<p>○「3-1 IT基盤の整備」(P17)には「整備された情報通信網」とか「整備された情報通信基盤」とありますが、誰もが使えるものですか。市民のパソコン利用の状況などを踏まえての市民サービスですか。データがないので入れてください。</p>	<p>○「3-1 IT基盤の整備」の「整備された情報網・情報通信基盤」(P17)とは、市が整備した情報通信網のことで行政が使用するものを指します。電話会社やケーブルテレビ会社など電気通信事業者が整備している誰もが使うことができる通信網のことではありませんので、説明を加えました。</p>	A
12	<p>○「1.(2)住民の情報化への対応」(P17)は、気が遠くなるような計画である。</p>	<p>○確かに一朝一夕に実現できるものではありませんが、社会の情報化の流れは留まることはないと考えています。一歩ずつでも着実に取り組むことが必要であるという趣旨から素案のような文章としました。</p>	D
13	<p>○市長所信表明文(平成 22 年 9 月)の「子宮頸がんワクチンの予防接種の推進」の中で使われている「助かる命を一</p>	<p>○子宮頸がんをはじめ各種予防接種を実施していますので、「4-1 保健・医療の充実」の「2.(1)予防接種の充実」(P19)</p>	A

	つでも救いたい」という強い言葉からこれは子宮頸がんワクチンのみに使われているものではないと受け止めています。	の文章を修正しました。	
14	○「4-7 子育て支援の充実」の【基本的考え方】⑤「多方面からの支援充実に努めます。」(P25)に基づき、保育料の補助をすること。	○所得税非課税のひとり親世帯など基準に該当する世帯に対して、保育料を軽減する制度を設けています。	B
15	○「4-7 子育て支援の充実」(P25)の中の「吉野川市モデルというべき」ものとはどのようなモデル事業であるか説明する必要があります。この機能の実現とは幼保連携の事業のことですか。問題点があると思いますが解決したうえでのモデル事業ですか。その当たりも説明が必要です。 ○「2.教育方法の充実」(P33)にも出てきています。これは教育委員会と健康福祉部の連携であることがわかります。	○吉野川市モデルとは幼保の一体化をめざすものですので、文章を修正しました (P25)。現行の幼稚園・保育所との併存など課題はありますが、これを解決しながら幼保一体化に向けて取り組みを進めてまいります。 ○幼保の一体化は幼稚園・保育所双方に関係する施策ですので、「4-7 子育て支援の充実」と「6-1 学校教育の充実」(P33)の両方に記載したものです。	A
16	○逆に「1.(2)地域における子育て支援」(P25)では「学校の空き教室等を活用した」とありますが、この部分については教育委員会の P31 から P34 の中には連携(放課後児童クラブの育成を支援)がないのはどうしてでしょうか。 ○市として積極的な空き教室の利用はできないものですか。(放課後子ども教室については吉野川市にはないのでいまさら入れないでください。)	○学校は空き教室という場所を提供しますが、放課後児童クラブの設置や支援は健康福祉部の所管となることから「6-1 学校教育の充実」には記載していません。 ○現在、空き教室につきましては、学島小学校を放課後児童クラブに利用いただいている他は各学校において有効活用しているところですが、今後、学級数の減により空き教室となった場合、学校と協議の上検討させていただきます。	D
17	○「4-7 子育て支援の充実」(P25～P27)の項目の中に、障害児のことや発達障害の子どもの子育てについて記載がないようですが、必要と思いますので盛り込んでいただけませんか。	○障害児施策につきましては、「4-3 障害者福祉の向上」(P21～P22)及び「6-1 学校教育の充実」の「1.(4)特別支援教育の推進」(P32)に記載しています。	B
18	○「2.(3)家庭教育への支援」(P26)に『「教育の基盤は家庭にある」という基本的な考えのもと、』とあります。ねらいはわかりませんが、教育が①家庭の教育②学校の教育③地域社会の教育 で成り立つとすれば、ここは「(3)家庭教育への支援」ですので、「地域の教育力向上……」は上記の③にあたる部分でないかと思いますが。(家庭のことを言いたいのであればカットでは)	○ご意見の①②③を明確に区分して項目を設定したものではありませんので、見出しを「(3)家庭・地域教育への支援」(P26)と修正しました。	A
19	○「3.子育て相談・健全育成」(P26)に「また、児童館や放課後児童クラブなども活用し」とあるが、市が活用するものではないので、「市は責務を持って支援し利用の促進に努め、子どもの健全育成を	○ご意見の趣旨を踏まえて、修正しました(P26)。	A

	めざします。」とすべき。		
20	○先に産科のことを書きましたが、「4-7 子育て支援の充実」の中では「4.母子健康の充実」(P26)に書かれてあるマタニティ教室だけでは出産の不安の解消にはならないので、なんとか安心して産める環境を増やせるような計画はできないでしょうか。	○マタニティ教室開催の他、訪問や電話相談も実施しておりますので、記述を加えました(P26)。	A
21	○小児の予防接種(P19)や救急医療(P20)・子育て支援の充実(P25)のことも掲載されていますが、それも大切なのですが、まず最初は女性が安心して子供が産める環境づくりではないでしょうか。今、吉野川市にそのような施設はどのくらいありますか。子供を産むための大切な産科は図表「医療施設の動向」(P10)からは読み取ることができませんが。生まれてくる命は特に大切でないかと思えます。 また、「(3)地域医療の拠点づくり」(P20)をめざすのであれば、さらに、結婚、子育て等への支援を検討(P15)するのであれば、吉野川市で安心して子供が産める環境(産科)を総合計画に盛り込んでいただきたいと考えています。(近くに産科がいくつか必要ですそのための支援を) ○「5 医療施設の状況」の図表(P10)を診療科目ごとにすれば問題点がよくわかると思えます。	○徳島県は、医療法に基づき、医療資源の適正な配置を図り、健康増進から疾病の予防、診断、治療及びリハビリテーションに至る総合的な保健医療供給体制の確立をめざして「徳島県保健医療計画」を策定しており、周産期医療体制の強化など医療供給体制について定められています。このため、市においては、医療供給体制以外の部分について、安心して子供を生み育てられる環境をめざして、総合的に「4.母子健康の充実」(P26)で「出産や育児に対する不安を軽減」するための施策を記載しています。 ○「5 医療施設の状況」(P10)に主な科目別の医療施設数を記載しました。	D
22	○「5.(2)ひとり親家庭の支援」(P26)の「各種保育サービスにおける支援」に基づき、保育料の補助をすること。	○所得税非課税のひとり親世帯など基準に該当する世帯に対して、保育料を軽減する制度を設けています。	B
23	○「4-8 公営住宅の見直し」(P27)は前期も同じ文章ですが 前期でどれだけ見直しをしたのか進捗状況なり成果がわかりませんか。	○文章につきましては記述を加えました(P27)。「前期基本計画の進捗状況や成果を踏まえた上で」策定したものが後期基本計画であると考えています。	D
24	○「4-9 消費者保護の充実」(P27)というタイトルがありますが、「消費者保護基本法」が「消費者基本法」に改正されたように、「消費者保護」という考え方から「消費者の自立」という方向に変わってきています。基本計画素案に記載されている内容も、「消費者保護」というよりも「消費者の自立支援」と思われますので、タイトルも「消費者の自立支援」といったものに修正した方がしっくりくるのではないかと思います。 ○なお、振り込め詐欺などの悪質商法が横行しておりますので、クリアしなけ	○消費者基本法の基本理念はご意見のとおりであり「1.自立する消費者の育成」(P27)の中で、消費者の自立支援について記載しています。 ○消費者相談窓口につきましては、今後の参考とさせていただきます。	C

	ればならない諸問題はあるかと思いますが、吉野川市にも消費者相談窓口があればありがたいと思います。		
25	○「5-1 農林業の振興」の【基本的考え方】①(P28)の「地域性を生かした集落形成、集団営農」の場所は具体的に地区を決め、進めていると思いますが、その計画の基になるものを示してないのですが、必要ありませんか。	○本市の「地域性を生かした集落形成、集団営農」促進につきましては、農業経営基盤強化促進法により市が策定した農業経営基盤強化促進基本構想に基づいて実施しています。 この他にも法令により策定する構想・計画や市が独自に策定する構想・計画は数多くありますので、これらを全ては記載しておらず、どのような施策を展開していくのかを記載しています。	D
26	○「5.林業の振興」(P29)は、林道等の整理と間伐事業だけで大丈夫ですか。 ○「⑨自然豊かなまちづくり」の「3.森林の保全と活用」(P46)との連携がないように思います。 ○また、山林火災の発生に備えての関連性が必要でないかと思います。	○「5.林業の振興」(P29)におきましては、林家の主伐施業や搬出コスト低減のための林道整備と、生産木材の育成のための間伐事業、そして間伐材活用の促進によりこれまで切り捨てざるを得なかった間伐材を収入につなげることが、林業を業として活性化させるための主要な基本施策であると考えています。 ○「3.森林の保全と活用」(P46)では、森林が持つ機能の内、快適環境形成機能、文化・教育機能、水資源かん養機能、生物多様性保全機能と共に、物質生産機能として「林産物資源の有効活用」を記載しています。「林産物資源の有効活用」を図るための施策を記載したものが「5.林業の振興」であるという関係です。 ○山林火災につきましては、「林業の振興」や「森林の保全と活用」と無関係ではありませんが、「8-1 消防・防災体制の充実」(P42～P43)の中で、山林火災を含む防火訓練、防災体制の強化などを「吉野川市地域防災計画」に沿って備えていることを記載しています。	B
27	○「2.観光事業の推進」(P30)に「実行委員会主催」とありますが何の目的の何処のものですか。 ○前期の【基本的考え方】の「③観光集客の拠点としての機能強化と効率的活用を進めるため、既存の温泉温浴施設のあり方の見直しを行います。」については、見直しを行ったので削除したと思われませんが、成果としては載せないのですか。	○県内及び市内で行われる観光イベントは、通常、各実行委員会が運営主体となって実施しています。ここに市として積極的に参画し、観光振興をめざすものです。この実行委員会とは、本市の観光振興に資するイベントを企画・運営する組織を想定しています。 ○前期基本計画の 5-3【基本的考え方】③につきましては、有識者らで構成する検討委員会から「温泉施設については民間に委ねるべきサービスと位置付け、売却や廃止」という提言を受け、上桜温泉は平成 23 年度末で廃止、ふいご温泉	D

		とヘルスランド美郷(美郷温泉)は平成24年度までの指定管理期間中に売却に向けた準備を進め、鴨の湯も平成23年度から売却に向けた準備に取りかかることを決定しました。このような「前期基本計画の進捗状況や成果を踏まえた上で」策定したものが後期基本計画であると考えています。	
28	○「5-1 農林業の振興」の「3.食育の推進」(P28)に教育ファームという言葉が出ていますが、子育て支援や学校教育の中では取り上げられてないようです。(学校教育の中では、ただ食育の推進となっています。)担当課によって思いが異なりますか。	○学校における教育ファームは既に実施中であり、「6-1 学校教育の充実」の「1.(2) 総合的な学習の時間の推進」(P31)に記載した「地域素材の教材化」「幅広い人材の登用」に含まれています。「総合的な学習」で行う多種多様な授業の具体的な名称は記載していません。	B
29	○「1.(12)幼稚園教育の推進」(P33)では、延長保育を市内全幼稚園で実施すること。	○ご意見にある「延長保育」とは、幼稚園での「預かり保育」のことと思われます。(素案の「幼稚園教育の推進」(P33)の中では「延長保育」と表記していましたが「預かり保育」と修正しました。)現在、鴨島幼稚園、山瀬幼稚園において実施していますが、全市に拡大するには幼稚園の部屋が足りない状況です。	C
30	○子育ての所でも書きましたが「6-1 学校教育の充実」の「2.(3)幼保一元化に向けての取り組み」(P33)の「吉野川市モデルというべき」ものがどういうものか具体的に示すのが先ではないですか。何処にも公表されていないと思いますが。	○吉野川市モデルとは幼保の一体化をめざすものですので、文章を修正しました(P33)。現行の幼稚園・保育所との併存など課題はありますが、これを解決しながら幼保一体化に向けて取り組みを進めてまいります。	A
31	○「4.(2)食育の推進」(P34)の「豊かな人間性をはぐくむため食育を推進し」「豊かな人間性をはぐくむため保護者とともに食育を推進し」とすべき。	○保護者の協力が必要であることはご意見のとおりですが、保護者のみならず、保護者を含めた家庭、地域をも包含した取り組みが必要という趣旨から、素案のような文章としました。	B
32	○「4.(1)給食センターの整備」(P34)の「良い食習慣を習得する」のも、給食センターにいくらお金をかけて整備しても、保護者とともに食育に関する意識を高めていかなければできないことだと思う。	○給食センター整備の目的は、安全で美味しい給食を提供するためですが、素案では「良い食習慣を習得するため」という文意になっていましたので、修正しました(P34)。食育に関して保護者をはじめとする家庭や地域の協力が必要なことは、前述のとおりです。	A
33	○「1.(1)活動学習・交流施設の充実」(P34)について、少年自然の家、こうつの里も閉鎖されてしまい、たいへん残念でもったいないと感じています。市内のどこにどれだけ野外活動施設があるのか明記し、市内の少年スポーツクラブでも利用でき、リーダー育成の手助けをして	○市内にある公共施設の数や位置などを後期基本計画に明記することは考えていません。昨年、市内全世帯に配布しました「吉野川市暮らしのガイドブック」などを参照いただき、施設の管理担当課までお問い合わせくださいますようお願いいたします。	D

	もらえるようにすべき。		
34	○「3-1 IT基盤の整備」(P17)では市民にインターネットやパソコン講習等の具体的な表現が出ていますが、「6-3 生涯学習の推進」(P35)においては関連性がないのですか。することは同じことがあると思いますが、書き方に温度差があるように思います。	○「6-3 生涯学習の推進」(P35)の中の「各種講座」にはパソコン講座なども含まれていますが、講座の内容は計画期間中確定されたものではありませんので、具体的な講座名は記載していません。担当課の温度差ではなく、計画の取りまとめ方に起因するものです。	B
35	○「7-1 公園緑地の整備」(P39)では具体的に上桜公園、バンブーパーク等のように固有名詞を出していますが、多くの場合はただ地域の諸団体、関係機関(各関係機関)、市営住宅など、前に具体的な名前がないままに書かれてありますが、この標記の仕方と違いがありますか。よくわかるのは、具体的な固有名詞が少しでも入る方だと思います。どの項目にも入れるとよくわかりますが。	○関係機関などの団体名は、計画期間中に連携が拡大・変更することも想定して、具体的な名称を入れていないことが多くなっています。 また、市営住宅の前に〇〇団地といった具体的な名称を入れますと、その団地だけを指すこととなりますし、全ての団地名を列挙すると56に上りますので、総称して市営住宅と表記しています。他の施設も同様の考え方で、具体的な名称を入れていないことが多くなっています。	D
36	○国も県も財政状況が厳しい中ですので、市が自立した財政運営ができるようにすることが大事であり、そのためには、効率的な行政運営で歳出を抑えるとともに、自主財源を確保していくことが大事だと思います。そこで、「10-1 安定した財政運営の確立」の「1.(1)自主財源の確保」(P47)において、記述されている事項の外に「適正な受益者負担」についても触れていただき、市の各施設の利用においては、せめて各施設の利用について必要な実費がまかなえる料金としていただきたいです。(自分が利用しない施設に税金が使われるのは、納税者としてうれしくありませんから。)○また、合併により、機能統合できる施設は積極的にしていただき、余剰となった施設は売却するなり、別のものに有効利用するなどしてほしいです。	○ご意見の趣旨を踏まえて、修正しました(P47)。 ○未利用地や未利用施設については、公有財産活用検討委員会においてその利活用を検討しております。	A
37	○今回、総合計画後期基本計画(素案)のパブリックコメントを市側が出されましたが、コメントを広く住民に求め始めたのが平成19年の11月からですので、総合計画前期基本計画については知らない人がいるのではないかと思います。この点についてはどうですか。	○本市のパブリックコメント制度は、平成19年に試行し、平成20年度から本格的に実施しました。パブリックコメント導入前に策定した総合計画前期基本計画は、平成18年5月に概要版を市内全世帯へ配布し、施策の大綱や展開を含め概要をお知らせしています。また、市ホームページにて総合計画(基本構想+前期基本計画)を公表しています。	D

38	<p>○総合計画前期基本計画「5 施策の展開」の「①住民参加と交流のまちづくり」についてお伺いします。</p> <p>この市の重要な基本計画に対してのパブリックコメントを求めるための展開として【基本的な考え】に沿ってどのように住民に広報しましたか。</p> <p>「出前講座」等行って、地域に情報を発信されましたか。</p> <p>市のホームページには掲載されていましたが、自治会やボランティア団体、NP O等の各種住民団体へ協力を求めましたか。</p> <p>広報よしのがわの12月号や広聴活動のなかで内容等について広報されましたか。</p> <p>広報には地域審議会が開かれたことと、ただ募集しませんがということしか掲載されていませんが</p> <p>関心の低い住民側にも問題があるかわかりませんが……………</p>	<p>○パブリックコメントは、「市民の市政への参画の機会を拡充するとともに、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市と市民等との協働による開かれた市政の推進に資することを目的」として導入されました。これは、前期基本計画の「①住民参加と交流のまちづくり」の【基本的考え方】を踏襲・発展させた新たな手法といえます。出前講座や各種団体への協力要請、懇話会なども、「住民の声をまちづくりに生かすため」の手法であり、後期基本計画の中で「住民の市政への参画の機会を拡充するため、引き続きパブリックコメント制度の活用を努めるとともに、住民の声を聞くための懇話会などを随時開催」することとしています(P14～P15)。</p> <p>つまり、「パブリックコメントを求めるための展開」として出前講座や各種団体への協力要請、懇話会を開催するのではなく、それぞれが住民の声を聞きしたり、住民参加によるまちづくりを進めるための一つの手法であると考えます。しかし、パブリックコメントと他の手法を併せて実施することも、今後総合計画を策定する際の検討課題とさせていただきます。</p> <p>なお、総合計画後期基本計画素案はパブリックコメント手続に沿って市ホームページ及び市役所、各支所地域課でご覧いただけるようにしました。</p>	C
39	<p>○パブリックコメントを出す時期ですが(仕方ないのかもしれませんが)この年始年末の忙しくなる時期に2つのパブリックコメントを求めるのはどうかと思います。</p>	<p>○計画策定スケジュールの関係上、年末年始にかけて意見募集することになりました。</p>	C
40	<p>○後期基本計画ですが、前期と基本的考え方は変わらないと思いますが、基本計画の中で前期と後期の計画が全く同じ文章があります。そのところについては(ほとんど変わらない文章についても)前期の5年間の進捗状況なり成果を示す必要があると思いますが示されるのでしょうか。</p>	<p>○前期と後期で文章が(ほとんど)変わらない項目は、その「基本的考え方」や「指針」が大きく変わらないものであり、引き続き後期計画においても踏襲しています。</p> <p>「前期基本計画の進捗状況や成果を踏まえた上で」策定したものが後期基本計画であると考えています。</p>	D
41	<p>○ここまで書いてきましたが、吉野川市次世代育成支援行動計画の後期行動計画の策定にあたっては、市は「策定に伴うニーズ調査」を行っております。これよりも大きな計画である(すべての計画の基本となる)に対しても策定にあたって</p>	<p>○後期基本計画策定につきましては、このパブリックコメントで頂きましたご意見を参考にして策定いたします。</p>	D

	調査をしていますか。もしも「策定に伴うニーズ調査」があり、分析されているのでしたら、全然的な外れのパブリックコメントを出しているかもしれません。		
42	<p>○市のホームページを見ている方が1か月に何名いるのでしょうか？</p> <p>○「広報よしのがわ1月号」を見てこの計画を読んだ方が何名いたでしょうか？</p>	<p>○市のホームページへのアクセス件数は、月平均約15,000件ですが、延べ人数ではない実人数は把握していません。</p> <p>○ホームページ又は各支所地域課において後期基本計画素案を読まれた方の人数は、把握していません。</p>	D
43	○議会でも議論されての策定ですが、お忙しいなかでもできるだけ現場を見られて、議論をお願いいたします。	○後期基本計画は、各担当課から持ち寄った素案をまとめたものです。素案は、現場の状況をはじめ社会情勢なども考慮したものと考えていますが、策定後もなお一層、現場の状況・社会の動向・財政の状況など広い視野を持って、適正な計画執行に努めます。	C